

子ども・子育て支援納付金分について

国民健康保険税のうち、令和８年度から創設される「子ども・子育て支援納付金分」については、現時点で所得割税率、均等割額、課税限度額が示されておられません。

このため、令和８年度税率等改定の諮問に際しては、今後示される税率、税額とすることとしています。

「子ども・子育て支援納付金分」に係る所得割税率、均等割額、課税限度額については、既存の３区分とは別に、以下のスケジュールで示される予定です。

＜所得割税率・均等割額＞

令和７年１２月末から令和８年１月下旬に算定政令が公布され、その後、埼玉県から市町村標準保険税率が示される見込みです。

＜課税限度額＞

「子ども・子育て支援納付金分」に係る課税限度額については、厚生労働省において、所得割税率・均等割額の政令公布と同じタイミング（令和７年１２月末から令和８年１月下旬）で示すことを想定して検討中とのことです。